

令和 6 年分確定申告の納付期限等について

	納付書で 納税される方	振替納税を 利用されている方
所得税 及び復興特別所得税	3 月 17 日(月)	4 月 23 日(水)
消費税 及び地方消費税	3 月 31 日(月)	4 月 30 日(水)

※ 転居等により 納税地や申告する税務署が変わった場合等は、各種手続きが必要です。必ずお申し出ください。

◎申告所得税の延納制度とは、

令和 7 年 3 月 17 日 (月) まで (振替納税の場合は令和 7 年 4 月 23 日 (水)) に納付すべき税額の **2 分の 1 以上** を納付すれば、残りの税額の納付を令和 7 年 6 月 2 日 (月) まで延長することができます。 (振替納税の場合も、6 月 2 日 (月) が振替納付日となります。)

- ◎令和 7 年 3 月 17 日までに納付がない (又は振替納付日に振替ができない。) 場合は、延納分を含む全額を納付しなければならなくなり、3 月 18 日から延滞税が加算されます。